

徳島県告示第百八号

平成二十三年徳島県告示第百八十号（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

「第二十六条第二項（同法第六十四条第五項）を「第十九条第二項（同法第五十二条第六項）」に、「第六十四条第四項」を「第五十二条第五項」に改める。

一中「第二十六条第一項」を「第十九条第一項」に、「第六十四条第五項」を「第五十二条第六項」に改める。